

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成24年1月27日

審査機関名 ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	株式会社自動車部品会館空調・照明設備の更新事業
排出削減事業者名	株式会社 自動車部品会館
排出削減共同実施事業者名	前田建設工業株式会社 (その他関連事業者名:なし)
事業実施場所	株式会社自動車部品会館 (東京都港区高輪1-16-15)
事業の概要	株式会社自動車部品会館に於ける空調設備と照明設備を更新する事により、従来消費していた暖房用化石燃料(A重油)と系統電力量を、より高効率の設備を導入する事により、化石燃料及び系統電力から生ずる温室効果ガスの排出量を削減するものである。
排出削減量の計画	空調設備の更新: 15tCO ₂ /年 但し、2011年度のみ8tCO ₂ 。 照明設備の更新: 20tCO ₂ /年 但し、2011年度のみ11tCO ₂ 。 (事業実施期間合計 54tCO ₂) 参考:全電源排出削減量は以下の通り。 空調設備の更新: 11tCO ₂ /年 但し、2011年度のみ7tCO ₂ 。 照明設備の更新: 13tCO ₂ /年 但し、2011年度のみ6tCO ₂ 。 (事業実施期間合計 37tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始日 2011年10月1日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 004: 空調設備の更新 方法論番号 006: 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して太陽光発電の新設設備設置場所をレイアウト図等により特定し確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：株式会社 自動車部品会館内 東京都港区高輪1-16-15</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2012年 1月 17日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施されない場合には、既存の設備が継続的に使用され、照明設備は既存のものと同タイプのもので継続的に使用されることを、関連資料の閲覧、及び事業サイトの訪問時に、事業者への質問などにより確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問及び検算により16年を超えることを確認した。これは一般的な省エネ設備への投資判断基準である回収年数2～3年と比較して長く、本事業者としても通例では投資決定に至る案件ではない事を確認している。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、当該事業実施期間</p>

	<p>に於いて変動し得る電力単価等については、感度分析を行う事により、想定し得る変動があったとしても投資回収年が3年を下回らない事を推計により確認した。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>自動車部品工業界に於いては、3年以上の経営計画を立てるのが難しく、金融機関からも経営計画以内、すなわち3年以内に回収可能な投資の実施が一般であるとの実態を考慮すると、16年という通常の判断基準よりかなり長い回収期間を要する本事業は、国内クレジット制度によるクレジットの期待なくして実施される事は難しいと判断できる。また、この投資回収年だけでなく、国内クレジット制度への取り組みにより、本排出削減事業者の環境への姿勢をアピールできる効果が期待出来る事が、投資決定の一因となっている。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、その他関係者への質問、排出削減事業者の提出した誓約書の確認等により、当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認済み排出削減方法論004と006の二つの方法論に基づき排出削減量を計算しており、また、それぞれの方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号004 空調設備の更新】</p> <p>適用条件1については、事業実施前の空調設備と更新された設備それぞれの仕様等の比較により確認した。</p> <p>適用条件2については、既存の熱源機器その他が、適切なメンテナンスを受ける事の条件により、継続して使用可能であることを、メンテナンスの記録、燃料の購買伝票等の証跡、関係者への質問により確認した。また、既存の熱源機器が設置されてから耐用年数の二倍を超えないものである事を確認した。</p> <p>適用条件3については、排出削減事業実施前及び実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量、この場合空調対象床面積が、計測・管理出来る事を確認した。</p> <p>【方法論番号006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件1については、事業実施前の照明設備と更新された設備それぞれの仕様等の比較により省電力になる事を確認した。</p> <p>適用条件2については、既存の照明設備が、適切なメンテナンスを受ける事の条件により、継続して使用可能であることを、関係</p>

	<p>者への質問により確認した。</p> <p>適用条件3 については、排出削減事業実施前及び実施後の照明設備の電力使用量に最も影響を与える活動量、この場合業務時間が、計測・管理出来る事を確認した。</p> <p>2) バウンダリーについては、事業者への質問、サイト視察、レイアウト図、及び仕様書等関連資料の確認を通じて適切に設定されている事を確認した。</p> <p>3) ベースラインについては、適用方法論004により空調設備の更新を行わずに、事業実施前の空調設備を使用し続けた場合に想定される二酸化炭素排出量となっている。適用方法論006では照明設備の更新を行わずに、事業実施前の照明設備を使用し続けた場合に想定される二酸化炭素排出量となっている。</p> <p>また、ベースライン排出量の算定に係わる既存設備の最大利用期間について、熱源機器は法定耐用年数の2倍を越えない事を確認している。</p> <p>4) リークージについては、適用方法論で規定するリークージが全くない事が関係者への質問や関連証跡により確認した。</p> <p>6) 排出削減量については、適用方法論の内容と排出削減計画書記載事項との整合性を確認し、方法論の定めた計算式との照合、関連資料による確認、検算を通じて確認した。方法論の適用に際しては、十分に保守的見積もりとなっている事を確認した。</p> <p>7) モニタリング方法及びその他については、事業者への質問と関連資料の閲覧により全て適切である事を確認した。</p>
--	---

4. 特記事項

- 現地有効化審査に於いて、更に確認すべき事項が検出されたが、それらは全て適切に処置された事を確認した。

以上